

ディスクロージャー誌

2009 年度版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

はじめに	2
主な記載事項について	2
1. 会社の概況	
①会社名等	4
②会社の沿革	4
③会社の目的	7
④事業の内容	8
⑤営業所の状況	10
⑥財務の概要	11
⑦発行済株式総数	11
⑧主要株主名	11
⑨役員の状況	11
⑩従業員の状況	13
2. 営業の状況	
①営業方針	14
②当社及び当業界を取巻く環境	14
③営業の経過及び成果	15
④対応すべき課題	19
⑤受託業務管理規則	20
⑥外務員の登録状況	35
⑦委託者数に関する事項	35
⑧苦情・紛争に関する事項	36
3. 経理の状況	
①貸借対照表	39
②損益計算書	40
③株主資本等変動計算書	41
④個別注記表	42
⑤監査に関する事項	48
⑥財務比率	48
【追加情報】	49

《はじめに》

本書は、平成 21 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概要

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	自己株式を除く発行済株式の総数の 1 % 以上の数の株式を保有する株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 20 年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{リスク額}(\ast) \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）38 条の規程により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があ

ると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{資本金額} \times 100$$

(※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているものをいう。)

(c) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額}(\ast) \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額}(\ast) \times 100$$

(※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	フジフューチャーズ株式会社
代 表 社 名	代表取締役会長兼社長 寺 町 博
所 在 地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電 話 番 号	03-5543-2211 (大代表)

② 会社の沿革

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業し、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営んでおります。また、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、現在に至っております。

年 月	概 要
昭和38年 9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金 4,900 万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年 3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年 3月	資本金を 7,000 万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年 3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年 1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を 8,400 万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる
昭和43年 5月	資本金を 1 億 80 万円に増資
10月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目2番地へ移転
昭和44年 5月	資本金を 1 億 2,096 万円に増資
昭和45年 5月	資本金を 1 億 4,515.2 万円に増資
昭和46年 1月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける

昭和 46 年 5 月	資本金を 1 億 7,418.2 万円に増資
昭和 47 年 5 月	資本金を 2 億 6,127.3 万円に増資
昭和 48 年 5 月	資本金を 3 億 9,190 万円に増資
6 月	資本金を 4 億円に増資
昭和 49 年 5 月	資本金を 5 億円に増資
昭和 56 年 1 月	資本金を 5 億 196 万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和 58 年 5 月	仙台支店開設
昭和 59 年 1 月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成 元年 11 月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成 3 年 6 月	資本金を 5 億 4,000 万円に増資
8 月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 3 月	資本金を 12 億 1,000 万円に増資
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4 月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11 月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成 12 年 3 月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8 月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成 13 年 5 月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6 月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8 月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9 月	大阪商品取引所を脱退する
11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員（第 1 種商品取引受託業）の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業（協議法人）の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける

平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業省より改正商品取引所法による商品取引受託 業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業（協議法人） の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する

③ 会社の目的

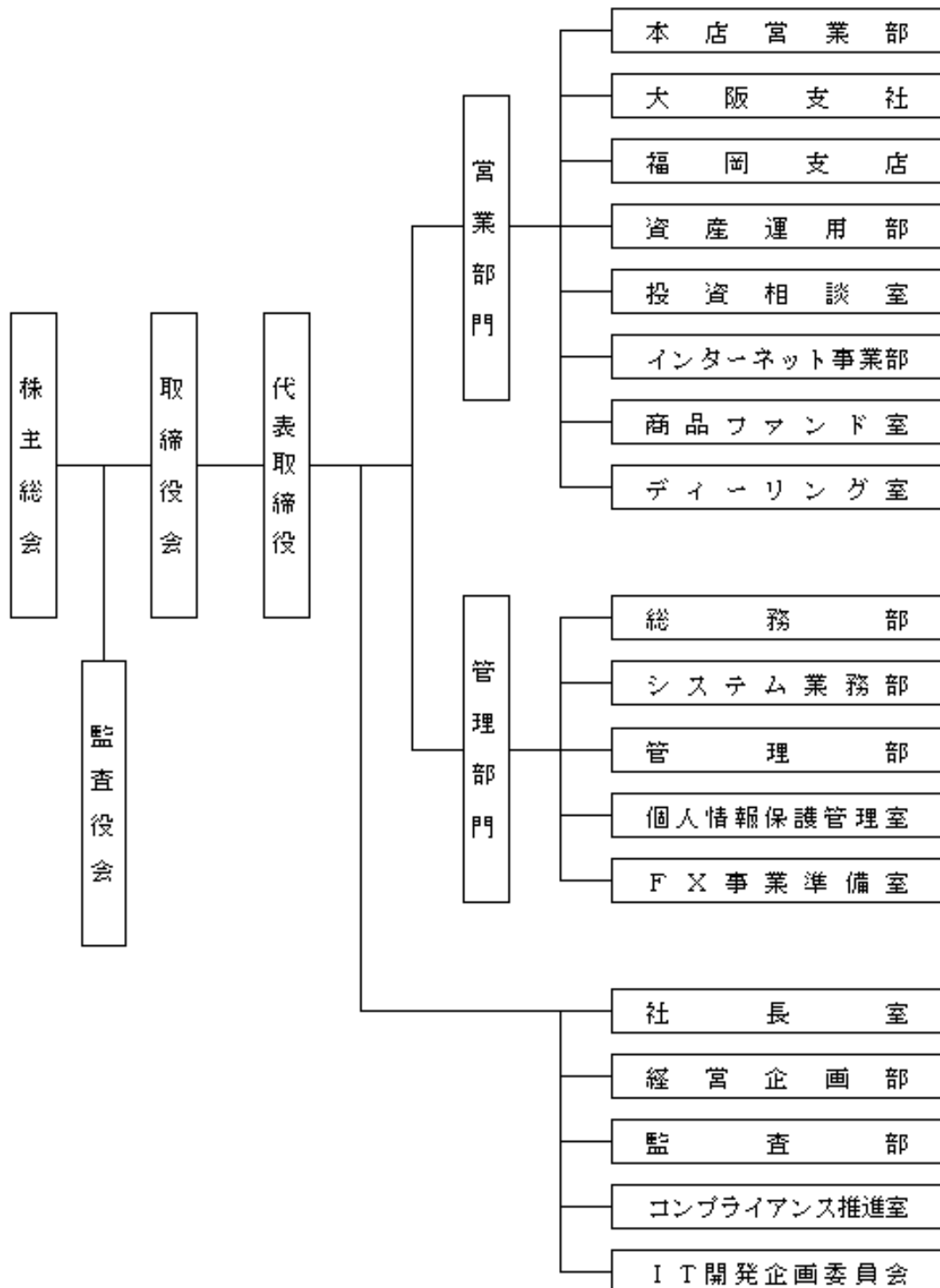
- (1) 商品取引所法に基づく各地商品取引所の商品取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の受託業務を行う。
- (2) 鉄、非鉄金属、貴金属の精錬・加工・分析およびこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
- (3) 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
 - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等農産物およびその製品。
 - イ. 綿花、綿糸、乾繭、生糸等繊維原料およびその製品。
 - ウ. 木材、合板等林産物およびその加工品。
 - エ. 牛肉、豚肉、鶏卵等畜産物。
 - オ. エビ、マグロ等水産物。
 - カ. 油脂およびその原料。
 - キ. ゴムおよびその加工品。
 - ク. 原油、天然ガス、ガソリン等石油製品。
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品等顧問業。
- (5) 海外における商品取引所の市場に上場される商品の売買、受託、取次、仲介および代理業。
- (6) 金融商品取引法に基づく金融商品取引業。
- (7) 情報サービスの提供ならびに出版業務。
- (8) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理。
- (9) 損害保険代理業。
- (10) 前各号に付随する一切の業務。

（注）上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は商品取引所に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引およびオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「17総合第34号」

経済産業省「平成17・04・05商第3号」

取引所名 商品市場名 (略称)	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	ア ル ミ	石 油	ゴ ム	上場商品名
東京穀物商品取引所	○						小豆、一般大豆、非組換え大豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、 ロブスタコーヒー生豆、とうもろこし オプション、大豆オプション
		○					粗糖、粗糖オプション、精糖
東京工業品取引所			○				金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、 金オプション
				○			アルミニウム
					○		ガソリン、灯油、原油
						○	ゴム

(b) 従たる業務

・商品ファンド販売業

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項第3号に掲げる法人として金融庁より商品投資販売業の許可を受けております。

許可番号：関東財務局長「金商第 1615 号」

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目 5 番 22 号	06-6233-2211
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 12 番 6 号	092-477-2211

- (注) 1. 平成 20 年 5 月 7 日付で本社を移転しております。
2. 東京支店は平成 20 年 7 月 18 日付けで廃止しております。
3. 仙台支店は平成 20 年 6 月 30 日付けで廃止しております。

⑥ 財務の概要（平成 21 年 3 月決算期）

(a)資本金	2,210,000 千円
(b)純資産額 *1	3,267,835 千円
(c)総資産額	15,233,070 千円
(d)営業収益	2,256,920 千円
(うち、受取委託手数料)	(2,193,593 千円)
(e)経常損失	1,557,518 千円
(f)当期純損失	1,583,250 千円

*1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

注) 同法第 193 条第 2 項に基づく施行規則第 81 条の規定により、当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は 1 億円以上です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
寺町 博	239,994,000 株	59.48%
日研産業株式会社	61,592,200 株	15.32%
株式会社コトブキ	40,000,000 株	9.95%
寺町 美摩	29,200,000 株	7.26%
フジフューチャーズ従業員持株会	5,755,121 株	1.43%
計	397,890,000 株	98.98%

⑨ 役員の状況

役 員 および職名	氏 名 生年月日	略 歴	所 有 株式数
代表取締役 会長兼社長	寺 町 博 大正 13 年 4 月 25 日	昭和25年 2月 大一工業(株)設立 (現・日本トムソン(株)) 昭和48年 3月 THK(株)設立 昭和61年 6月 大東製機(株)社長 平成11年 6月 当社取締役会長 平成13年 6月 代表取締役会長 平成16年 6月 代表取締役会長兼社長 (現職)	239,994,000
取締役副会長	寺 町 美 摩 昭和 11 年 6 月 6 日	昭和36年 4月 天満屋入社 昭和48年 9月 (株)サンフード設立 平成 4年 4月 アトラス川奈(株)設立 平成 9年 6月 当社取締役 平成14年 6月 取締役副会長(現職) 平成18年 7月 アトラス川奈(株)代表取締役	29,200,000
専務取締役 (営業本部長)	計 盛 隆 澄 昭和 31 年 5 月 27 日	昭和55年 4月 オリエン特貿易(株)入社 昭和56年 4月 ファースト貿易(株)入社 昭和60年 6月 マルホ宝商品(株)入社 平成 1年 4月 太陽ゼネラル(株)入社 平成 6年 4月 当社入社 平成13年 6月 取締役 平成15年 6月 常務取締役 平成19年 6月 専務取締役(現職)	140,000

役 員 および職名	氏 名 生年月日	略 歴	所 有 株式数
専務取締役 (社長室長)	有 宗 良 治 昭和 30 年 4 月 14 日	昭和53年 4月 大和証券(株)入社 昭和62年10月 シュローダー証券(株)入社 平成 5年 1月 スイス銀証券(株)入社 平成 7年10月 クレスパール証券(株)入社 平成11年11月 エヌシーエス証券(株)入社 平成12年 4月 三洋投信委託(株)入社 平成14年 7月 イビサ証券(株)入社 平成15年 3月 TFG証券(株)入社 平成16年 4月 インター・ベンチャートラスト (株)入社 平成17年 3月 当社取締役 平成17年 6月 常務取締役 平成19年 6月 専務取締役(現職)	39,000
取締役 (会長室長)	小 谷 田 麻 由 昭和 33 年 1 月 28 日	昭和57年 4月 日本歯科大学矯正科勤務 昭和61年 9月 菅原歯科医院開設 平成 2年12月 医療法人社団審美会 副理事長就任 平成 5年 7月 (株)アトラス川奈 代表取締役就任 平成13年 6月 当社監査役 平成16年 6月 取締役(現職) 平成18年 7月 アトラス川奈(株)取締役	—
取締役 (大阪支社長)	谷 口 勝 美 昭和 29 年 1 月 1 日	昭和50年 7月 (株)黒田五十二萬石入社 昭和53年 7月 オリエン特貿易(株)入社 昭和56年 3月 ファースト貿易(株)入社 昭和61年 3月 ダイナース(株)入社 昭和61年11月 (株)山三商会入社 昭和63年 9月 マルホ宝商品(株)入社 平成 1年 4月 太陽ゼネラル(株)入社 平成 6年 5月 当社入社 平成13年 6月 取締役(現職)	118,000
取締役 (本店営業部 部長兼 資産運用部 部長)	吉 田 晴 満 昭和 35 年 1 月 8 日	昭和55年 4月 日本機材貿易(株)入社 昭和55年10月 アラビア商事(株)入社 昭和57年 9月 協栄物産(株)入社 昭和61年 7月 当社入社 平成13年 6月 取締役(現職)	110,000
取締役 (本社投資相談 室部長)	別 府 圭 一 昭和 37 年 12 月 24 日	昭和60年 4月 太陽ゼネラル(株)入社 平成 7年 4月 山大商事(株)入社 平成 8年 9月 当社入社 平成13年 6月 取締役(現職)	110,000

役 員 および職名	氏 名 生年月日	略 歴	所 有 株式数
取締役 (管理本部長兼コンプライアンス推進室長兼経営企画部長)	月 原 茂 博 昭和 33 年 10 月 16 日	昭和55年10月 近畿ゼネラル貿易(株)入社 昭和57年 2月 太陽ゼネラル(株)出向 平成 7年 4月 山大商事(株)入社 平成 8年 9月 当社入社 平成15年 8月 当社本社事業部長 平成17年 6月 当社取締役(現職)	55,000
監査役 (常勤)	田 中 三 四 郎 昭和 24 年 3 月 23 日	昭和47年 4月 (株)北辰広告入社 昭和57年 1月 (株)アド・バイオ設立 代表取締役就任(現職) 平成16年 6月 当社取締役 平成17年 6月 当社監査役(現職)	—
監査役 (非常勤)	花 本 洋 二 昭和 41 年 3 月 5 日	昭和63年 4月 (株)広島全日空ホテル入社 平成 3年12月 アトラス川奈(株)入社(現職) 平成16年 6月 当社監査役(現職)	—
監査役 (非常勤)	宍 戸 謙 一 昭和 46 年 10 月 15 日	平成 6年 4月 アトラス川奈(株)入社(現職) 平成21年 2月 当社監査役(現職)	—

- (注) 1. 平成 20 年 6 月 27 日開催の第 46 回定時株主総会をもって定村雅文氏が取締役を退任されました。
2. 月原茂博氏は平成 21 年 1 月 5 日付で取締役管理本部長兼コンプライアンス推進室長兼経営企画部長に異動しております。
3. 吉田晴満氏は平成 21 年 2 月 1 日付で取締役本店営業部部長兼資産運用部部長に異動しております。
4. 平成 21 年 2 月 12 日開催の臨時株主総会をもって塩屋博之氏が監査役を退任、新任で宍戸謙一氏が監査役に就任しております。
5. 平成 21 年 3 月 31 日付で下川富士雄氏が取締役を退任されました。
6. 監査役花本洋二氏および宍戸謙一氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
7. 平成 21 年 6 月 30 日開催の第 47 回定時株主総会をもって計盛隆澄氏、有宗良治氏、谷口勝美氏、吉田晴満氏、別府圭一氏、月原茂博氏が取締役を退任され、それぞれ執行役員に就任しております。

⑩ 従業員の状況 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従 業 員 数	186 人	157 人	29 人	117 人	69 人
平 均 年 齢	38.1 歳	43.1 歳	33.2 歳	44.5 歳	36.8 歳
平 均 勤 続 年 数	6.8 年	6.8 年	6.8 年	5.3 年	9.5 年
外 務 員 数	147 人	141 人	6 人	113 人	34 人

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の概況

① 営業方針

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品取引員としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

そして皆様の資産形成に寄与するために、当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様の保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。

また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。皆様の大切な資産を守り形成していくために、常に将来を予測し続け、最適ナリスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

② 当社および当業界を取り巻く環境

当事業年度のわが国経済は、世界的な金融市場の混乱と景気悪化を背景とした輸出の減少や設備投資の落ち込みから、景気後退局面入りを余儀なくされました。100年に1度といわれる世界的同時不況に見舞われ、所得や雇用情勢の悪化により個人消費が低迷するとともに、企業業績が急激に悪化し、国民経済に多大な影響が及んでおります。

こうした中で商品先物取引業界につきましては、年度当初は落ち着きを見せていたものの、夏場以降は世界的な景気減速懸念や信用不安を背景に商品価格の長期低落傾向に歯止めがかからず、市場流動性が激減するという展開となりました。

そのため、全国商品取引所における出来高は4,631万枚、前年度比34.84%減となり、平成16年3月期の1億5579万枚をピークに3期連続で大幅な減少となっています。商品別にみますと、貴金属はミニ取引が堅調なスタートを切ったこともあり前年度比12.33%減に止まっていますが、農産物は前年度比64.11%減、石油は前年度比53.21%減となっております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおきました。委託売買高が 3,478 千枚（前年比 37.8%減）となり、受取手数料は 2,193,593 千円（前年比 41.1%減）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおいて慎重に取り組んだ結果、貴金属市場、石油市場で収益を計上し、その他の売買損益等と合わせて、63,326 千円の収益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 2,256,920 千円（前年比 35.2%減）となり、営業費用が 3,627,351 千円（前年比 23.6%減）となったため、営業損失は 1,370,431 千円となりました。

経常損失は 1,557,518 千円、当期純損失は 1,583,250 千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第47期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	707,568
砂糖市場	27,229
貴金属市場	1,000,053
アルミニウム市場	653
石油市場	268,619
ゴム市場	219,893
小 計	2,224,017
未収収益計上額	△ 30,424
小 計	△ 30,424
合 計	2,193,593

(注)

1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 4 7 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日) (至 平成 21 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	△ 23,348
砂糖市場	△ 257
貴金属市場	47,736
アルミニウム市場	0
石油市場	45,187
ゴム市場	△ 5,965
その他	1,795
小 計	65,148
商品先物取引評価損益	△ 1,844
商品売買損益	22
その他の売買損益	
合 計	63,326

(注)

1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。（当期、オプション取引はございません。）
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商品市場名	第 4 7 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日) (至 平成 21 年 3 月 31 日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	704,890	24,612	729,502
貴金属市場	1,460,090	195,482	1,655,572
アルミニウム市場	1,467	0	1,467
石 油 市 場	569,313	37,336	606,649
ゴ ム 市 場	417,720	41,599	459,319
砂 糖 市 場	25,750	48	25,798
合 計	3,179,230	299,077	3,478,307

(注)

売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(当期、オプション取引はございません。)

④対処すべき課題

当社は、下記事項に対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

①抜本的な売上強化策の策定と実施

市場流動性が激減する中で、抜本的な売上強化策の策定と実施が必要と認識しております。

平成19年に取り扱いを開始した対面営業部門におけるインターネットによるサービスツール「ウィンザー+」の一層の普及と稼働率の向上に注力し、インターネット事業部門においても顧客志向を徹底し、「ヴィーナス」のブランド力を一段と強化してまいります。

②財務体質の強化

清算参加者の財務要件の見直しを受けて、更なる財務体質の強化が重要と考えております。

昨年5月に実施した本社移転と拠点の再編成に引き続き、さらに経営資源の選択と集中を推し進めることに加え、厳しいコスト水準を目標とする財務構造改革と組織再編を実施して、財務体質の強化を図ってまいります。

③投資戦略機能の強化

24時間マーケットへの移行、取引所システムの高速化、さらには取引所再編の流れが進む中で、ITなどの投資戦略機能の重要性が高まってきております。採算性を考慮しつつ機動的な戦略を実行に移すためにも、投資戦略機能・システム企画機能の一層の強化を図ってまいります。

④コーポレート・ガバナンスの強化

会社法や金融商品取引法の施行、また商品取引所法や社内監査規則の改正に見られるように、コーポレート・ガバナンスに関しては、これまで以上の取り組みが求められています。内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の強化を図り、経営の効率性、健全性を追求し、当社の収益力と競争力を高めてまいります。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 受託業務管理規則

受託業務管理規則

フジフューチャーズ株式会社

(目的)

第1条 本規則は、顧客の自己責任原則の徹底を図りつつ、適正な受託業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

(制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(責任の所在)

第3条 受託業務に係る経営上の責任は、取締役が負うものとする。

(管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当取締役とし、本規則に基づき本店及び支店の受託業務の適切な運営を指揮・総括する。
- (2) 副総括管理責任者は総括管理責任者が任命した管理部門の者とし、総括管理責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うと共に総括管理責任者の職務について掌握、指導する。また、総括管理責任者不在の場合はその職務を代行し、所定の審査事項については速やかに総括管理責任者に報告する。
- (3) 本店及び支店の管理担当班は、管理部門の者を統括管理責任者とし、1名以上をもって構成し、本店管理部の指示に基づいて業務を遂行する。また、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副統括責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて営業部門への調査権を有するものとする。

(投資可能資金額の定義)

第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって発生した損失額等を差引いた額をいう。

- 2 顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、前項の定義を十分に説明し、理解させた上で投資可能金額の申出を受けるものとする。

(迷惑勧誘に関する対応)

第6条 当社は、顧客への迷惑勧誘を防止するため、次に定める勧誘を行わない。但し、顧客から指定された場合はその限りではない。

- (1) 当該顧客が就寝していると推測される時間帯（PM 9時からAM 8時）の勧誘
- (2) 当該顧客から勧誘を行わないよう依頼のあった時間帯、場所、方法での勧誘
- (3) 当該顧客の意思に反する長時間（3時間超える）に亘る勧誘
- (4) 当該顧客を威圧し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘

(勧誘の際の告知及び意思確認)

第7条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘に先立って、顧客に対して、会社名、外務員名及び目的を告知することとする。

- 2 当社は前項の告知を行い、顧客に勧誘を受ける意思を確認し、取引をする意思表示をした者について記録を作成し、これを取引終了後3年間保管する。

- 3 当社は、委託を行わない旨の意思を表示した者（勧誘を受ける意思のない者を含む。）については記録を作成し、再勧誘は行わないものとする。また、当該申出のあった者については、電話発信規制システムへの登録を行うことで再勧誘の防止に対応することとする。

(適合性の審査)

第8条 受託における適合性の審査は、担当営業社員が「委託のガイド受領書」、「リスク確認書」、「取引証拠金の種類」、「相場予測が外れた時の対処の仕方」、「商品取引員の禁止行為について・委託手数料について」、「お客様理解度アンケート」、及び「口座設定申込書」の書面を添えて、受託前に予め管理担当班に報告し、審査を受けることとし、その手続きの最終審査者は総括管理責任者とする。

- 2 当社は、受託適否の審査終了後でなければ、約諾書の差入れ、証拠金の受入れ、取引の受注を行わない。
- 3 受託における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
- (1) 商品先物取引の理解度
 - (2) 社会的経験度
 - (3) 資産及び収入
 - (4) 投資可能金額
 - (5) 受託契約を締結する目的
- 4 勧誘及び適合性の審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- 5 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを事前審査録に記録し、これを本店管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不適當と認められる勧誘)

第9条 当社は、次の第1号乃至第5号に該当する者を常に不適當な者と判断し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期療養者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
 - (6) 元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の勧誘は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(原則として不適當と認められる勧誘)

第10条 当社は、次の第1号乃至第3号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わない。但し、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの

限りでない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
 - (2) 一定以上（年間500万円以上）の所得を有しない者
 - (3) 一定以上（75歳以上）の高齢者
 - (4) 投資可能金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 2 前項各号に該当しない者であっても、総括管理責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと判断した者に対しては、委託の勧誘を行わない。
- 3 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者については、契約に先立って副総括管理責任者が、電話または面談により事前審査を行う。

（原則として不相当と認められない例外の勧誘）

第11条 前条第1項各号に該当する者で、本人から取引をしたい旨の申し出があった場合、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として、不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の自書による申出書があり、例外の要件を満たした上で、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引をするにふさわしいと管理担当班が判断し、総括管理責任者が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者は、本人から取引をしたい旨を明記し、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を記載した自書による申出書があること。
- (2) 前条第1項第3号に該当する場合は、本人から取引をしたい旨を明記した自書による申出書があり、下記の①及び②または③に該当し、管理担当班が認めた者。
 - ① 「理解度テスト」により、商品先物取引の仕組み、リスク等を的確かつ十分に理解していると認められる者
 - ② 商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有する者
 - ③ 証券取引における信用取引または外国為替証拠金取引の取引経験が直近の3年以内に延べ180日以上有する者
- (3) 前条第1項第4号に該当する者は、下記の事項を記載した申出書があること。

- ① 顧客自らが投資可能金額を超えて取引をしたい旨
 - ② 新たな投資可能金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されている旨
 - ③ 新たな投資可能金額の裏付けとなる資産を有している旨
- 2 取引中の顧客が、前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合は本条第1項第1号の要件を満たし、また前条第1項第3号に該当することが判明した場合は本条第1項第2号の要件を満たし、管理担当班が電話または面談により審査し、総括管理責任者が認めた場合はこの限りではない。
- 3 取引中の顧客が前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合、顧客の情報を更新するものとする。
- 4 当該審査記録に関しては、第8条第5項に準ずるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引・委託のガイド」等を事前に交付した上で、以下に掲げる事項について、まず第1号、第2号及び第3号について説明し、その理解を書面により確認した後で第4号以下の事項を説明し、再度その理解を書面により確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。
 - (4) 取引証拠金等に関する事項
 - (5) 委託手数料に関する事項
 - (6) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
 - (7) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 2 本条第1項の説明に加えて、「リスク確認書」、「取引証拠金の種類」、「相場予測が外れた時の対処の仕方」及び「商品取引員の禁止行為・委託手数料について」の書面を併せて

説明交付するものとし、当該書面の受領書並びに「お客様理解度アンケート」の差入れを受けるものとする。

(取引意思の確認)

第13条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の事項を記載した「口座設定申込書」を徴収することとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 収入及び資産状況
 - (4) 商品先物取引、証券取引及び外国為替証拠金取引の経験の有無
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 受託契約を締結する目的
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 当社は、売買の都度、売買報告書及び売買計算書を送付する他、電話又は適切な手段により売買内容を報告し、顧客の取引意思を確認する。
- 3 契約時の取引意思の確認と同時に、顧客に対して本人確認を行い、本人確認書類を徴収する。
- 4 顧客の属性については、次の事項を記載した「顧客カード」を作成する。
- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 収入及び資産状況
 - (4) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) その他必要と認める事項
- 5 顧客の属性について、「口座設定申込書」の審査及び、担当営業社員からの報告により、顧客に関する情報の変更があった場合、速やかに情報を更新することとする。
- 6 顧客カードの原本は、本店管理部に備え付けることとし、当該支店には写しを備え付けるものとする。

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第14条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験の無い者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずることとする。なお、商品先物取引の経験の無い者とは、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者をいう。

(1) 取引にあたっては、第12条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。

(2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される売買取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。

(3) 習熟期間中の顧客に対しては、商品先物取引を十分理解したうえ、円滑な取引が行われるよう、次の事項について「取引経過アンケート」調査を行う。調査結果により取引指導が必要な場合は、管理担当班が必要な知識の啓蒙と普及に努める。

- ① 売買注文は自身の判断と責任で行うことについて
- ② 売買報告書をその都度確認することについて
- ③ 残高照合通知書を毎月確認することについて
- ④ 担当者との連絡状況が良好か否かについて
- ⑤ その他必要と認める事項について

(4) 習熟期間中の顧客から売買の受託を行うにあたっては、顧客の保護と育成を図るため、当該顧客の資質、資力等を考慮のうえ、相応の取引証拠金の範囲内において、次の要領により受託を行うこととする。

顧客自身が「口座設定申込書」上で定めた投資可能額の3分の1の範囲内の建玉枚数(1枚あたりの取引本証拠金で除した数量)を上限と定める。但し、総括管理責任者が次に定める事項により、正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- ① 副総括管理責任者が顧客の商品先物取引の仕組み、リスク等を「理解度テスト」により、十分習熟したと客観的に認められる者。
- ② 未経験者保護のための取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに自らが例外要件を満たすことについて確認する旨の自書による申出書があること。

2 当該審査録の保管に関しては、第8条第5項に準ずるものとする。

(顧客に対する誠実公正義務)

第15条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(不正資金の流入防止)

第16条 当社は、公金取扱者等による不正資金の流入を防止するため必要な管理措置を講ずることとする。

(1) 公金取扱者とは、銀行、信用金庫、郵政公社等の金融機関に勤務する者、農業、漁業等の協同組合、地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己の資金以外の金銭又は有価証券を取り扱う者をいう。

(2) 前号に掲げる者からの受託に際しては、自己資金の範囲内で取引を行う旨の書面の差し入れを受けること。

(3) 統括管理責任者は本条第1項第1号に該当する顧客に対し、受託後速やかに面談し、商品先物取引の一層の理解を求めるとともに自己資金の範囲内で余裕のある取引をするよう啓蒙する。

(4) 統括管理責任者は、面談内容を顧客面談記録に記載し、総括管理責任者に報告する。

(5) 副総括管理責任者は、本条第1項第1号に該当する顧客の入金累計が一定額を超えることとなった場合は、当該顧客と面談のうえ、投下資金の内容について調査を行い、面談結果について記録を作成し、総括管理責任者に報告する。記録は総括管理責任者が取引終了後3年間保管すること。

(6) 総括管理責任者は、副総括管理責任者の報告及び顧客面談記録に基づき審査し、取引の継続、停止等の措置を速やかに決定する。不正資金の流入が確認された顧客については、総括管理責任者が直ちに建玉決済を当該顧客に要請し、清算すること。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第17条 顧客との入出金での事故防止のため、下記の項目を定める。

(1) 顧客との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うこととする。やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については顧客ごとにその必要性等について個別に審査して判断することとする。

(2) 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うこととする。

(3) 外務員が顧客から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該顧客に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認することとする。

(4) 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応することとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者または支店長の承認をえることとする。但し、営業部門の責任者または支店長が不在の場合は次席の者が代行することができる。

(取引本証拠金の額と適用範囲)

第 18 条 取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。但し、当社が定める取引本証拠金は、商品市場の状況の変化等により、当社が必要と判断した場合には一定額を増額することがある。なお、取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について顧客及び社内に周知徹底するとともに、記録は3年間保存すること。

(受託業務における禁止事項)

第 19 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第 20 条 前条に定める受託等業務に関する禁止事項に抵触した者に対して、営業部は就業規則、投資相談室は登録外務員雇用契約書に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第 21 条 当社は、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、広告管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。また、更新を行うときも同様とする。

2 広告管理委員会は管理担当取締役、管理部部長及び総務部部長の3名をもって構成し、

その広告管理責任者は管理担当取締役とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 22 条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(対面取引と電子取引を併用する取引)

第 23 条 対面取引と電子取引を併用する取引 Windsor+（ウィンザープラス）は本受託業務管理規則によるものとする。

2 Windsor+（ウィンザープラス）を利用する顧客の ID、パスワードは管理部管理課で管理する。

(電子取引)

第 24 条 電子取引 Venus（ヴィーナス）は、別に定める「電子取引受託業務管理規則」によるものとする。

附則；この規則は平成 10 年 9 月 1 日から実施する。

附則；この改正は平成 11 年 8 月 1 日から実施する。

第 3 条を改正。第 13 条を新設。

附則；この改正は平成 14 年 1 月 1 日から実施する。

第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条を改正。第 15 条を新設。

附則；この改正は平成 14 年 7 月 1 日から実施する。

第 3 条を改正。

附則；この改正は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 13 条を改正。

附則；この改正は平成 15 年 6 月 6 日から実施する。

第 11 条を新設。旧第 11 条以下条文を繰り下げる。

附則；この改正は平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

第 3 条を改正。

附則；この改正は平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条を新設。

第 3 条を一部改正、旧第 5 条を第 6 条、旧第 7 条を第 10 条、旧第 8 条を第 11 条とし一部改正。

旧第6条を第9条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第12条を第15条、旧第13条を第16条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条とする。

附則：この改正は平成19年7月19日から実施する。

第3条、第5条、第11条を新設。

旧第12条を第15条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条、旧第17条を第20条、旧第18条を第21条、旧第19条を第22条とする。

旧第3条を第4条、旧第4条を第9条、旧第5条を第10条、旧第6条を第8条、旧第8条を第6条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第13条を第16条とし一部改正。

第2条、第7条を一部改正。

附則：この改正は平成19年1月4日から実施する。

第4条、第5条の一部を改正。

第8条第1項を削除。第2項を第1項とし一部改正。

第8条第3項を第2項、第4項を第3項と読み替える。

第8条第7項を削除。第8項を第5項と読み替える。

第10条第3項、第4項の一部を改正。第11条第1項、第2項の一部を改正。

第12条第2項の一部を改正。

第13条第4項、第5項、第6項を新設。

第14条、第16条、第17条、第19条、第20条の一部を改正。

附則：第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第20条を改正。

第22条を新設及び第22条を第23条として改正。

平成19年9月30日から実施。

附則：第12条第2項を改正。

第17条を新設。

旧第17条を第18条、旧第18条を第19条、旧第19条を第20条とする。

第20条を第21条として改正。

旧第21条を第22条、旧第22条を第23条、旧第23条を第24条とする。

平成20年1月4日から実施。

受託業務管理規則

(電子取引 Venus)

フジフューチャーズ株式会社

(目的)

第1条 この規則は、電子取引 Venus（ヴィーナス）の顧客について、適正な受託業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

(制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(責任の所在)

第3条 受託業務に係る経営上の責任は、取締役が負うものとする。

(管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当取締役とし、本規則に基づき電子取引 Venus（ヴィーナス）における受託業務の適切な運営を指揮・総括する。
- (2) 副総括管理責任者は総括管理責任者が任命した管理部門の者とし、総括管理責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うとともに統括管理責任者の職務について掌握、指導する。また、総括管理責任者不在の場合はその職務を代理し、所定の審査事項について速やかに総括管理責任者に報告する。
- (3) 管理担当班は、管理部門の者を統括管理責任者とし、1名以上をもって構成し、本店管理部の指示に基づいて業務を遂行する。また、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副総括管理責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて担当部門への調査権を有するものとする。

(勧誘に関する対応)

第5条 当社は、電子取引 Venus（ヴィーナス）において商品先物取引の委託の勧誘を行わない。

(取引意思の確認)

第6条 当社は、顧客の取引意思を確認するため、契約に先立って、次の書面また電子データを徴収することとする。

- (1) 氏名、性別、職業、年齢、商品先物取引・証券取引・外国為替証拠金取引等、他の金融商品に関する取引経験の有無等を記載した「資料請求書」または「口座設定申込書」
 - (2) 「電子取引に関するお取決め事項」を熟読して理解できた旨を記載した「電子取引利用申込書」
 - (3) 「委託のガイド受領書」及び「リスク確認書」
 - (4) 収入、資産状況及び受託契約を締結する目的などを確認する「商品先物取引適格条件に関する確認書」
 - (5) 「本人確認書面」
- 2 顧客の属性については、次の事項を記載した「顧客カード」を作成する。
- (1) 氏名、性別、生年月日、自宅住所及び連絡先住所
 - (2) 職業、業種
 - (3) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無
 - (4) 収入、資産状況
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 顧客カードの原本は、本店管理部に備え付けることとし、インターネット事業部には写しを備え付けるものとする。

(適合性の審査)

第7条 受託における適合性の審査は、「口座設定申込書」、「電子取引利用申込書」、「委託のガイド受領書」及び「リスク確認書」、「商品先物取引適格条件に関する確認書」をもとに予め管理担当班が審査することとし、その手続きの最終審査者は総括管理責任者とする。

- 2 当社は、受託適否の審査終了後でなければ、取引を受託しない。
- 3 受託における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
- (1) 収入、資産状況
 - (2) 職業、業種
 - (3) 年齢、社会的経験
 - (4) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無
 - (5) 受託契約を締結する目的
- 4 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを顧客カードに記録し、これを本店管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不適当と認められる者)

第8条 当社は、次の第1号乃至第6号に該当する者を常に不適当な者と判断し、一切の商品先物取引の受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人 被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

- (3) 長期療養者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
 - (6) 元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の受託は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(顧客に対する誠実公正義務)

第9条 顧客の指示及び依頼については、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(公金取扱者等からの書面の差し入れ)

第10条 当社は、受託に先立って公金取扱者等からは、顧客本人の自書による書面の差し入れを受けるものとする。

- (1) 公金取扱者等とは、銀行、信用金庫、郵政公社等の金融機関に勤務する者、農業、漁業等の協同組合、地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己の資金以外の金銭または有価証券を取り扱う者をいう。
- (2) 前号に掲げる者からの受託に際しては、「自己資金の範囲内で取引を行う」旨を記した書面の差し入れを受けること。

(不正資金の流入防止)

第11条 当社は、自己資金の範囲を超えた不正資金の流入を防止するため、顧客の属性と照らし合わせて相当ではない金額の預託を行なおうとする顧客については、副総括管理世金者が面談あるいは電話にて顧客の余力や資金の健全性を確認し、総括管理責任者に報告し、総括管理責任者は必要な措置を講ずるものとする。

(取引本証拠金の額と適用範囲)

第12条 取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。但し、当社が定める取引本証拠金は、商品市場の状況の変化等により、当社が必要と判断した場合には一定額を増額することがある。なお、取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について顧客及び社内に周知徹底するとともに記録は3年間保存することとする。

(ID・パスワードの管理)

第13条 当社は、電子取引 Venus（ヴィーナス）における顧客の ID・パスワードの管理については、十分な注意を持って行なうものとする。

(受託業務における禁止事項)

第14条 商品先物取引の委託の受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約

準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第 15 条 前条に定める受託等業務に関する禁止事項に抵触した者に対しては就業規則に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第 16 条 当社は、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、広告管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。また、更新を行うときも同様とする。

2 広告管理委員会は管理担当取締役、管理部部長、及び総務部部長の 3 名をもって構成し、その広告管理責任者は管理担当取締役とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 17 条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附則：この規則は平成 11 年 12 月 1 日より実施する。

附則：平成 17 年 5 月 1 日より全面改訂

附則：第 4 条（管理担当班の設置）、第 6 条（取引意思の確認）、第 7 条（適合性の審査）、第 12 条（取引本証拠金の額と適用範囲）及び第 15 条（広告、宣伝に係る管理措置）の変更規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施する。

附則：第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条を改正。

第 13 条を新設及び旧第 13 条を第 14 条、旧第 14 条を第 15 条、旧第 15 条を第 16 条として改正、旧第 16 条を第 17 条とする。

平成 19 年 9 月 30 日から実施。

⑥ 外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録者	登録抹消数	期 末 登録外務員数
213 名	7 名	84 名	136 名

⑦ 委託者に関する事項

期 首 委 託 者 数	新規委託者	期 末 委 託 者 数
8,040 名	2,885 名	6,974 名

⑧ 苦情・紛争・訴訟に関する事項

当社における、お客様からの苦情・相談の窓口は「管理部」で行っています。管理部は委託者訪問、取引の相談等に区分けされており本店・支社・支店合わせて9名をもって構成されています。本店及び支社・支店には専任担当者を配置し、新規委託者の勧誘、受託の審査、委託者訪問等による委託者の状況把握、又電話等による取引相談等、適切な委託者管理、指導に努めています。

専任担当者の報告やお客様の申出等により、委託者管理における不適切な点があった場合は、管理部長が営業部門に対して速やかに指示・指導を行うと同時に改善のための必要な措置を取るなど委託者の保護・育成を図ると共に、営業部門に対する牽制を行っています。苦情等が発生した場合は、管理部長が早期対応・早期解決を旨とし、直ちに所定の社内調査を行い、適切な対応を行っております。

又、監査部2名による社内監査等の実施により営業部門のコンプライアンスの徹底、適切な受託業務の指導など社員教育を行っております。又、不適格者の参入防止、ルール遵守と共にクレームなどを監視し未然防止に努めています。

尚、事務処理におきましては、24時間取引に向けたシステム変更、支店閉鎖等による業務の効率化を進めています。また、24時間取引に備え、お客様が信頼できるシステム環境の構築、システム障害における社内体制の整備に努めております。

平成20年度中においては、取引結果や担当外務員に対する不満から紛争機関等に3件の苦情申出がありましたが、お客様の了解が得られ1件は解決済みで残り2件も早期解決に努めております。

又、当社に申出のあった苦情は14件あり、内10件はお客様の了解が得られ円満に解決致しました。残りの4件につきましてもお客様と話し合いを続け、早期解決に努めております。又、裁判所にお客様が提訴したものが2件ありましたが双方の合意で1件は和解し、残りの1件に関し早期解決に努めております。

尚、苦情、紛争、訴訟の内訳は以下のとおりです。

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機 関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合 い中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生 した案件の件数 19 件	10 件	1 件	1 件	4 件	2 件	1 件
前年度から継続してい る案件の件数 22 件	10 件	1 件	5 件	4 件	0 件	2 件
合計 41 件	20 件	2 件	6 件	8 件	2 件	3 件

(注) 1. 苦情とは受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。

3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法によるあっせん機関等をいう。

4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生 した案件の件数 3 件	0 件	2 件	0 件	1 件
前年度から継続してい る案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 3 件	0 件	2 件	0 件	1 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件に件数 1 件	0 件	1 件
合計 1 件	0 件	1 件

(注) 双方が提起したものとしては、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものを言う。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事 務 処 理 ミ ス	シ ス テ ム 障 害	事 務 処 理 ミ ス	シ ス テ ム 障 害
当該年度に新規に発生した案件の件数 59 件	24 件	34 件	0 件	1 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 59 件	24 件	34 件	0 件	1 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,948,990	流 動 負 債	11,209,208
現 金 及 び 預 金	1,854,219	短 期 借 入 金	382,681
委 託 者 未 収 金	503,973	1年以内返済予定長期借入金	80,000
有 価 証 券	71,654	未 払 金	111,369
貯 蔵 品	15,808	未 払 費 用	24,903
前 払 費 用	21,148	預 り 証 拠 金	9,703,719
保 管 有 価 証 券	827,392	預り証拠金代用有価証券	827,392
差 入 保 証 金	8,236,897	金 利 ス ワ ッ プ 負 債	35,311
委託者先物取引差金	1,503,852	そ の 他	43,830
預 託 金	150,000	固 定 負 債	713,715
未 収 入 金	105,929	長 期 借 入 金	100,000
未収還付法人税等	27,457	退 職 給 付 引 当 金	214,273
未 収 消 費 税 等	47,480	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	399,442
未 収 収 益	21,608	特別法上の準備金	167,302
短 期 貸 付 金	835,535	商 品 取 引 責 任 準 備 金	167,302
そ の 他	999	(商品取引所法第221条)	
貸 倒 引 当 金	△ 274,967		
固 定 資 産	1,284,079	負 債 合 計	12,090,225
有形固定資産	500,879	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 設 備	281,939	株 主 資 本	3,142,844
器 具 備 品	218,779	資 本 金	2,210,000
土 地	160	資 本 剰 余 金	1,385,000
無形固定資産	129,479	資 本 準 備 金	500,000
の れ ん	1,526	そ の 他 資 本 剰 余 金	885,000
ソ フ ト ウ ェ ア	123,171	利 益 剰 余 金	△ 131,925
そ の 他	4,781	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 131,925
投資その他の資産	653,721	別 途 積 立 金	933,885
投 資 有 価 証 券	11,909	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,065,810
出 資 金	14,700	自 己 株 式	△ 320,230
長 期 未 収 債 権	207,731		
差 入 保 証 金	553,177	純 資 産 合 計	3,142,844
そ の 他	54,035	負債及び純資産合計	15,233,070
貸 倒 引 当 金	△ 187,833		
資 産 合 計	15,233,070		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科	目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益			2,256,920
		受取手数料	2,193,593		
		売買損益	63,326		
		営業費用		3,627,351	
	販売費及び一般管理費	3,627,351			
	営業損失				1,370,431
	営業外損益の部	営業外収益			39,240
		受取利息	24,590		
		その他の	14,649		
		営業外費用			226,327
		支払利息	19,109		
		社債利息	2,248		
		貸倒引当金繰入	200,000		
		金利スワップ評価損	1,325		
		その他の	3,643		
経常損失				1,557,518	
特別損益の部	特別利益			83,745	
	賞与引当金戻入	10,825			
	商品取引責任準備金戻入	72,919			
	特別損失			99,032	
	退職給付会計基準変更時差異一括償却	42,508			
	固定資産除去損	464			
	早期希望退職割増金	36,780			
	減損損失	3,504			
	店舗閉鎖損失	4,885			
	その他の	10,890			
	税引前当期純損失				1,572,806
	法人税、住民税及び事業税				10,444
	当期純損失				1,583,250

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金
前 期 末 残 高	2, 210, 000	1, 385, 000	—	1, 385, 000	302, 500	933, 885
当 期 変 動 額						
資 本 準 備 金 取 崩	—	△ 885, 000	885, 000	—	—	—
利 益 準 備 金 取 崩	—	—	—	—	△ 302, 500	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 885, 000	885, 000	—	△ 302, 500	—
当 期 末 残 高	2, 210, 000	500, 000	885, 000	1, 385, 000	—	933, 885

	株 主 資 本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余 金 合 計			
	繰越利益 剰 余 金				
前 期 末 残 高	294, 540	1, 530, 925	△ 60, 000	5, 065, 925	5, 065, 925
当 期 変 動 額					
資 本 準 備 金 取 崩	－	－	－	－	－
利 益 準 備 金 取 崩	302, 500	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	△ 79, 600	△ 79, 600	－	△ 79, 600	△ 79, 600
当 期 純 損 失	△ 1, 583, 250	△ 1, 583, 250	－	△ 1, 583, 250	△ 1, 583, 250
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△ 260, 230	△ 260, 230	△ 260, 230
当 期 変 動 額 合 計	△ 1, 360, 350	△ 1, 662, 850	△ 260, 230	△ 1, 923, 080	△ 1, 923, 080
当 期 末 残 高	△ 1, 065, 810	△ 131, 925	△ 320, 230	3, 142, 844	3, 142, 844

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の 80%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(b) デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。

(c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日公表分)を適用しております。この変更による損益に与える影響はありません。

(d) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

(e) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法(期末時点の自

己都合要支給額を退職給付債務とする方法)による退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(212,540千円)については、10年による按分額を費用処理しております。

(会計処理の変更)

会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しておりましたが、当事業年度末において未処理額全額を一括費用処理しております。

これは、前事業年度より断続的にリストラの実施をしておりましたが、当年2月における追加リストラの実施により、累積的に大量の退職者が発生したことにより、未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しない状況となりました。このため、会計基準変更時差異の償却について、一括費用処理する方法へ変更し、特別損失に退職給付会計基準変更時差異一括償却額42,508千円を計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、税引前当期純損失は同額増加しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(f)特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(g)ヘッジ会計処理

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(h)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(i)リース取引の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

また、取引開始日が平成20年4月1日以降で通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理すべきリース取引がないことから、この変更による損益への影響はありません。

(2) 貸借対照表に関する注記

- (a) 取締役に対する金銭債権 854,029 千円
(b) 取締役に対する金銭債権 5,308 千円
(c) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳

イ. 担保資産

預 金	1,011,042 千円
<u>有 価 証 券</u>	<u>71,654 千円</u>
合 計	1,082,696 千円

なお、当該有価証券は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

上記資産に対応する債務の内訳

短期借入金	382,681 千円
一年内返済長期借入金	80,000 千円
<u>長期借入金</u>	<u>100,000 千円</u>
合 計	562,681 千円

ロ. 預託資産

商品取引所法等関係法令により、株式会社日本商品清算機構に預託している資産取引証拠金として

差入保証金	8,234,977 千円
<u>保管有価証券(代用分)</u>	<u>827,392 千円</u>
合 計	9,062,370 千円

清算預託金として

差入保証金	310,571 千円
-------	------------

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 26,543 千円であります。

なお、同施行規則第 98 条に基づく、委託者資産保全措置額は 600,000 千円であります。

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

244,987 千円

(e) 偶発債務

(訴訟関連)

当社は、株式会社北井建築設計事務所から当社住友不動産茅場町ビルへの本社移転に係る施工代の一部工事代金 118,230 千円の支払を求める訴えが、平成 21 年 2 月 16 日東京地方裁判所に提起されました。

当社は、当初契約内容に含まれている一部については、未払金として貸借対照表に計上しており、支払義務はありますが、請求額と未払金計上額との差額については、当初契約内容に含まれていないものであり、支払義務はないとして現在係争中であります。

(3) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	402,000 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	4,000 千株
当事業年度増加株式数	17,348 千株
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	21,348 千株

(c) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成 20 年 6 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議をしております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	79,600 千円
1 株当たり配当額	20 銭
基準日	平成 20 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 20 年 6 月 30 日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び役員退職慰労引当金、退職給付引当金、貸倒引当金の否認等であります。

(5) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品	電子計算機およびノートパソコン等
ソフトウェア	汎用電子計算機ソフトウェア等
車輛運搬具	役員車輛および営業車輛

(6) 関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度から平成 18 年 10 月 17 日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第 11 号) 及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第 13 号) を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

①親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	(株)コトブキ	東京都品川区	45百万円	証券及び商品取引の売買	(被所有)直接10.50%	役員の兼任1名	手数料の受取(注1)	51,953	委託者未収入金	253,560
									預り証拠金代用有価証券	341,470

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針は一般取引先と同様の条件で決定しております。

②役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び近親者	寺町 博	—	—	当社代表取締役会長兼社長	(被所有)直接63.04%	—	資金の貸付(注1)(注2)(注3)	256,000	短期貸付金	768,000
							利息の受取(注1)	11,482	未収入金	11,482
							債務被保証(注4)	28,137	—	—
	寺町 美摩	—	—	当社取締役副会長	(被所有)直接7.67%	—	資金の貸付(注1)(注2)	99,000	短期貸付金	49,000
							宝飾品の購入(注5)	15,808	未払金	5,308
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	計盛 隆澄	—	—	当社専務取締役	(被所有)直接0.03%	—	自己株式の取得(注6)	12,900	—	—
	谷口 勝美	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.03%	—	自己株式の取得(注6)	10,980	—	—
	別府 圭一	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.02%	—	自己株式の取得(注6)	10,350	—	—
	(株)コトブキ	東京都品川区	45百万円	証券及び商品取引の売買	(被所有)直接10.50%	役員の兼任1名	手数料の受取(注5)	51,953	委託者未収入金	253,560
									預り証拠金代用有価証券	341,470
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	アトラス川奈(株)	東京都中央区	10百万円	飲食業	—	役員の兼任3名	接待交際費(注5)	17,622	—	—
									—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 当社代表取締役会長兼社長に対する資金貸付について、同氏より担保として当社株式 57,540 千株預かっております。また、当社取締役副会長より担保として当社株式 5,400 千株預かっております。
3. 当社代表取締役会長兼社長に対する資金貸付について、回収不能見込額 200,000 千円を貸倒引当金に計上しております。
4. 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役会長兼社長より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いを行っておりません。

5. 取引条件および取引条件の決定方針は一般取引と同様の条件で決定しております。
6. 買取価格は、直近の第三者割当増資の発行価格としております。

(7) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	8円26銭
1株当たり当期純損失	4円00銭

(8) 退職給付会計に関する注記

採用している制度の概要 適格年金制度を採用しております。

当事業年度末における退職給付引当金並びに退職給付信託における年金資産は、それぞれ以下のとおりであります。

退職給付債務	259,739千円
年金資産	45,466千円
未積立退職給付債務	214,273千円
退職給付引当金	214,273千円

(9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1323.8%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	147.8%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	142.2%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	20.6%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	55.0%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	369.9%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	124.4%

【追加情報】

1. 平成 20 年 6 月 27 日開催の第 46 回定時株主総会をもって、定村雅文氏が取締役を退任されました。
2. 平成 21 年 2 月 12 日開催の臨時株主総会において、監査役塩屋博之氏が退任、新任で宍戸謙一氏が監査役に就任されました。
3. 平成 21 年 3 月 31 日付で下川富士雄氏が取締役を退任されました。
4. 平成 21 年 6 月 30 日開催の第 47 回定時株主総会をもって、計盛隆澄氏、有宗良治氏、谷口勝美氏、吉田晴満氏、別府圭一氏、月原茂博氏が取締役を退任され、それぞれ執行役員に就任されました。
5. 同総会後に開催された取締役会において、次のとおり役付取締役が選任されました。

代表取締役会長兼社長

寺 町 博

取締役副会長・総務担当

寺 町 美 摩

取締役・会長室長

小 谷 田 麻 由

以 上